

令和8年度
町政執行方針

令和8年3月

広尾町長 田中靖章

はじめに	1
町政に臨む基本姿勢	1
1 活力ある産業のまち	3
(1) 水産業の振興	
(2) 農業の振興	
(3) 林業の振興	
(4) 商工業の振興	
(5) 観光振興とサンタランド	
(6) 十勝港の利活用	
2 安心して暮らせる支え合いのまち	10
(1) 子育て支援・地域福祉	
(2) 高齢者、障がい者福祉と介護サービス	
(3) 健康づくり	
(4) 医療体制	
(5) 国民健康保険・後期高齢者医療	
3 豊かな心を育み文化を高めるまち	16
4 住みやすさが感じられるまち	17
(1) 防災・消防対策	
(2) 交通安全・防犯対策等	
(3) 道路交通・公共交通対策	
(4) 住宅環境対策	
(5) 環境衛生対策	
(6) 上下水道の整備	
(7) 脱炭素化の推進	
(8) 公園整備	
5 次世代に引き継ぐことができるまち	23
(1) 町民が活躍するまち	
(2) 行財政運営	
(3) 移住・定住、交流、関係人口の拡大	
むすび	27

はじめに

令和8年第1回広尾町議会定例会の開会にあたり、議会議員並びに町民皆様に私の町政に対する基本的な所信を申し述べ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

町政の重責を担わせていただいてから間もなく2年が経過し、早くも任期の折り返しを迎えようとしております。就任以降、町民や議員の皆様と対話を重ね、多くのご意見に耳を傾け「すべての世代が希望をもって住み続けるまち」を目指し、ご指導をいただきながら職員と共に町政運営に取り組んでまいりました。

対話の中で見えてきた新たな課題、過去から継続する重要課題が山積しておりますが、町民の皆様をはじめ、議員の皆様のお力添えのもと、一歩ずつではありますが、その解決に向けて前進できていると感じております。

町政3年目にあたり、今まで以上に本町が抱える多くの課題と真摯に向き合う覚悟を持ち、まちの未来を次世代へ引き継ぐ持続可能な町政運営に取り組んでまいります。

町政に臨む基本姿勢

我が国は人口減少と少子・高齢化が急速に進行しております。令和7年の出生数は67万人を下回る予測がされ、また、団塊の世代が7

5歳以上となるなど、医療・介護の需要増加、慢性的な労働力不足、地域コミュニティの弱体化など、多方面にわたり厳しさを増しており、地方における状況は更に深刻化の一途をたどり本町も例外ではありません。私たちはこの現実に向き合い、持続可能なまちづくりを具現化していかなければなりません。

こうした決意の下、第6次まちづくり推進総合計画の後期5か年がスタートし、更には第6次行政改革大綱を実施していく年でもあり、これらの計画や各種施策の着実な実行とこれまでの取組を更に進めてまいります。

喫緊の課題である人口減少対策に総力を挙げて取り組み、「次世代に引き継ぐことができるまち」「人口減少社会における新しい時代に対応したまち」の実現に向け、町民の皆さまと共に職員一丸となってまちづくりを推進してまいります。

主要施策の展開

次に、本年度の主要施策の展開につきまして、第6次広尾町まちづくり推進総合計画に掲げる五つの基本目標に沿って申し上げます。

1 活力ある産業のまち

(1) 水産業の振興

本町の水産業を取り巻く情勢は、海洋環境の激変や物価上昇による漁業用燃油・資材・餌料価格の高騰などにより、依然として非常に厳しい経営状況が続いております。

このような厳しい状況に際し、漁業者や漁協、関係機関との連携を一層密にし、増養殖事業や漁家経営支援などの各種施策を進め、持続可能な漁業の実現に向け取り組んでまいります。

昨年の水揚げが北海道全体で平成以降最低の不漁となった秋サケに対しては、資源の早期回復と増殖体制の維持に向けて引き続き支援してまいります。

漁協が昨年度より取り組んでおりますコンブの生産回復と安定化に向けた成熟誘導試験の検証については、新たな試験事業の一つとして支援してまいります。

そのほか、前浜資源の維持回復に関しては、ウニ、ホッキ、フノリ、エゾバイツブなどの増養殖事業を継続して支援してまいります。

赤潮被害を受けたウニと毛ガニに対しては、生態環境調査や資源調

査を継続支援してまいります。

令和3年度から取り組んでおりますウニ養殖企業化試験事業については、更なる養殖技術の向上と高価販売につなげる環境づくりに対し、引き続き支援してまいります。

マツカワの稚魚の飼育・放流事業については、飼育環境の安定と健全放流を管内4町3漁協の広域連携により、引き続き取り組んでまいります。

魚介類などの販路拡大については、加工業者等と連携を深め、産業流通振興公社を中心に進めてまいります。

音調津漁港東防波堤の突堤先端部の復旧については、早期復旧が図られるよう、国や北海道に必要な要請活動を行ってまいります。また、漁業活動の支障となる流木等の海岸漂着物についても、継続した支援が図られるよう、引き続き国や北海道に要請してまいります。

(2) 農業の振興

近年、飼料や肥料などの農業生産資材や農機具等の価格高騰が続き、農業経営を圧迫していることから、農業施策の一環として、町営東豊似牧場の農協への無償貸与や、町営オソウシ牧場の生草を安価な単価で販売し、良質粗飼料を確保するなどの支援を継続してまいります。

引き続き、農協をはじめ関係機関と連携・協力し、中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業などを着実に推進するとともに、生産基盤の回復と農業経営の安定化に取り組んでまいります。

家畜防疫対策については、法定家畜伝染病（ヨーネ病）が収束して

いない状況下にあることから、家畜防疫対策緊急プロジェクトチームを中心とした農場の定期巡回や発生農場に対しカラス・エゾシカ対策の指導・助言を行うなど、早期清浄化に向けた防疫対策の強化を図ってまいります。

将来の担い手の確保・育成については、本町の農家人口や農家戸数が年々減少傾向にあるという課題を抱えておりますが、地域おこし協力隊制度を活用した親族以外の第三者へ経営を引き継ぐ「第三者経営継承」が昨年4月に本町で初めて行われました。現在も2例目となる「第三者経営継承」に向けた取組を進めており、引き続き新規参入者への支援や確保に向けた取組を担い手育成センターや農協と共に進めてまいります。

また、指導農業士など町内の農業者と協力し、若い世代の農業への興味・関心を高め、将来の担い手として育成するための取組を関係機関一丸となって推進してまいります。

(3) 林業の振興

本町は森林に恵まれた環境にあり、町の総面積に占める森林の割合は79パーセントに達しております。そのうち、カラマツ及びトドマツを主体とした町内の人工林は35年生以下の若い林分が多くを占めており、保育・間伐を適正に実施していくことが大変重要であります。今後は、主伐期を迎える人工林も増加していくことから、町内の林業生産活動を活発化させ、木材の需要拡大による森林資源の循環利用を着実に進める必要があります。

私有林については、森林整備の促進、人材育成・担い手確保、サンタラドウッドなど木材の利用促進・普及啓発など、貴重な財源であ

る森林環境譲与税の使途や効果について納税者の理解を得ながら活用し、更なる森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進め、林業事業体を支援してまいります。

町有林については、引き続き適切な整備を実施し、町民の財産である貴重な森林資源をしっかりと守ってまいります。

林業振興策のひとつである「集いの杜プロジェクト」については、地域プロジェクトマネージャーと地域おこし協力隊員を公募し人員の確保を図り、野塚交流館については、地域に根差した施設として運営・管理を行うことで交流拠点と人材育成の場として活用し、林業・木材産業の更なる充実を図ってまいります。

また、ゼロカーボンシティ宣言に合わせて、温室効果ガスの排出量削減や吸収量をクレジットとして国が認証する「J-クレジット制度」を活用し、町有林全体の二酸化炭素吸収量のクレジット化を進めてまいります。本年度からは第三者機関による検証を行うことで新たなクレジットの創出や販売が可能となることから、企業等への売却を図りながら、ゼロカーボンへの貢献と森林資源の循環システムの確立を目指してまいります。

有害鳥獣対策については、行政が中心となり広尾町鳥獣被害対策協議会や関係団体、町民と連携を密にし、安全確保を徹底しながらエゾシカやヒグマなど有害鳥獣の捕獲を行い、農林業被害の軽減や居住地域への出没の抑制に努めてまいります。

(4) 商工業の振興

商工業については、物価の高止まりなどが続く現下の状況を踏まえ、

商工業者の経営の安定化と持続化を図るため、多様な経済対策による地域内経済の循環を推進し、商工会との連携のもと地域経済の活性化に努めてまいります。

また、商工業の持続的な維持・発展が図られるよう、雇用の掘り起こしや事業承継に向けた取組など、地域おこし協力隊制度を活用し引き続き実施していきます。

住宅新築・リフォーム等支援事業については、町内経済の好循環、消費拡大や雇用の確保などを目的として継続実施しておりますが、10年以上としている再申請期間の短縮を選択できるよう事業内容の見直しを行い、利用者の更なる利便性の向上を図ってまいります。

国の小規模事業者持続化補助金を活用する小規模事業者に対しては、持続的発展の促進などを図る目的で、自己負担分の一部補助を継続実施してまいります。

また、新規創業者育成や新たな特産品開発の取組に対し引き続き支援してまいります。

さらに、昨年12月から導入された商工協同組合が発行するポイントカード「サプリ」に関しては、行政ポイントの本格導入に向けて検討を進め、町内の消費拡大や経済の好循環を図ってまいります。

ふるさと納税に関しては、地方税法に基づき適正な制度運用を図り、事業所との情報交換や意思疎通を強化し、魅力ある返礼品の開発や発掘に取り組み、更なる寄附額の増加と本町の認知度向上を目指してまいります。

(5) 観光振興とサンタランド

観光の振興については、町外からの交流・関係人口の拡大は、町経済の伸展に不可欠な要素であります。第70回の節目を迎える十勝港まつり等のイベント開催、体験型観光の充実強化や道内外への物産販売等を通じて、交流・関係人口の増加や特産品販売の拡大を図るなど、まちの活性化に向けた取組を観光協会と連携して進めてまいります。

まちの魅力発信については、パンフレットやSNSを活用して進めてまいります。また、特産品のPRやスタンプラリーなどのイベントに合わせ、情報発信の強化に努めてまいります。

日高山脈襟裳十勝国立公園に関する取組として、大丸山頂上に設置した新たな展望台を活用し、観光客誘致に向けた情報発信等を行ってまいります。また、十勝6市町村で構成している日高山脈観光連携協議会を活用した幅広いプロモーションを関係機関と連携しながら実施してまいります。

広域連携事業については、十勝観光連盟、えりも岬とんがりロード観光協議会や日高東部・十勝南部広域連携推進協議会などと連携し引き続き取り組んでまいります。

また、広尾町の特産品を販売する交流拠点施設の整備については、商工会など関係団体との協議を開始いたします。キャンプ場については、町民の意見も取り入れつつ、庁内での検討や関係団体との協議を進めてまいります。

サンタランド事業については、大丸山森林公園を聖地と位置づけ、町民みんなが一緒になって取り組める環境を検討するなど「もっとサ

ンタランドのまち」を目指して、更なる認知度向上や来場者増につながる取組を柱に引き続き進めてまいります。

サンタカードについては、ニーズに合った申込しやすい環境整備を図るなど、多様な施策を実施し、発送通数の増を目標に取り組んでまいります。また、「子どもの夢を応援するプロジェクト」については、協力企業等の拡大に努め、継続して進めてまいります。

（6）十勝港の利活用

重要港湾 十勝港は、一昨年、コンテナ船の定期航路が開設されたことに続き、昨年3月には、国土交通省港湾局より道内初となる「産直港湾」の認定を受け、コンテナヤードの整備を進めるなど着実に利活用促進が図られております。

昨年の貿易額は、背後圏の堅調な農業生産を背景に190億6,300万円を記録し、15年連続で100億円を上回りました。中でも、輸出額は過去20年で最高となる12億6,000万円を記録し、コンテナ船の就航により利活用が更に前進いたしました。

定期航路の維持・発展は、本町における雇用の確保や新たな企業の進出の可能性はもとより、地域の活性化にも大きな波及効果が期待できるため、引き続き、本港の利便性と優位性の発信を加速させ、地域が抱える物流課題解決の一助となるよう努めてまいります。

十勝港の整備については、北海道開発局との連携のもと、港を往来する船舶の安全な航行を確保するために、航路、泊地の浚渫に取り組むほか、漁業関係者にも配慮した港湾機能の維持向上に努めてまいります。

今後も、十勝はもとより道東地区の農林水産品などの流通拠点港として、また、漁業水産基地として、飼料コンビナート関連企業や農林業関連等の積極的な企業誘致に取り組み、十勝港港湾振興会と連携しながら、港の利活用の促進に向けた取組を展開し、十勝地域の産業全体の発展を支える物流拠点としての役割を担い続けられるよう港湾振興を図ってまいります。

2 安心して暮らせる支え合いのまち

(1) 子育て支援・地域福祉

子どもの健やかな成長のために子育てを支えることは、将来を担う子どもたちへの投資であり、まち全体で取り組むべき重要な課題であります。

昨年策定した「こども計画」に基づき、安心して子どもを産み育てることができるよう、子ども・子育て世帯の多様なニーズに応じた施策の推進に取り組んでまいります。

子育て世帯への相談支援としては、母子保健機能と児童福祉機能を合わせ持つ「こども家庭センター」の設置に向けて取り組み、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供できる相談支援体制を整備してまいります。

助産師による産後ケア事業や、地域で支えるファミリーサポート事業の普及を図り、育児の支援に努めてまいります。

児童施設の保育園、保育所及び放課後児童クラブについては、引き

続き子どもの成長に応じた教育・保育を行ってまいります。また、今年度から新たに乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を創設し、更なる充実強化を図ってまいります。

子育て世帯への経済的な負担軽減については、保育料の完全無償化や在宅育児支援金支給事業を始め、不妊治療費や妊産婦健診費の助成、出産祝い金支給事業、高校生までの医療費の無償化など、子育て世帯を応援する取組を引き続き行ってまいります。

子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「第3期地域福祉計画」に基づき、社会福祉協議会と連携を深めながら、支え合いを基調とした地域福祉の推進に取り組んでまいります。

重層的支援体制整備事業については、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するコミュニティソーシャルワーカーを中心とした包括的な支援体制により、ひきこもり支援など生きづらさを抱える方やそのご家族に寄り添ったサポートを行ってまいります。

（２）高齢者、障がい者福祉と介護サービス

高齢化が進み、高齢者福祉の一層の充実と推進が求められる中、「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の基本理念である「まち全体で健康寿命を延ばし、自分らしい生活を人生の最期までおくることのできる広尾町」「多様なネットワークを築き、見守り・支え合える広尾町」「医療や介護が必要になっても療養・ケア・暮らしの場所について、誰もが選択と意思決定ができる広尾町」の実現に向けて、医

療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの充実に努めてまいります。

高齢者福祉については、緊急通報システム設置事業や軽度生活支援事業をはじめ、補聴器購入の助成事業など各種支援事業を継続することで、高齢者の日常生活の安全と安心を確保するほか、生きがいや活躍の場となる高齢者勤労事業部や老人クラブの運営支援を行ってまいります。

高齢者外出支援交通費助成事業については、買い物や通院など高齢者の外出を支援することで、社会参加や介護予防にもつなげる取組を進めてまいります。

高齢者施設の暑さ対策については、老人福祉センターにエアコンを設置し、高齢者の健康保持と安心して利用できる施設として、また熱中症警戒アラートが発令された際にはクーリングシェルターとして活用できる施設として整備をしてまいります。

障がい者福祉については、「第4期障害者計画」に基づき、相談支援体制を強化し、障がい者が自らの選択と決定で社会活動に参加し、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指してまいります。

障がい者の社会参加や職業訓練の機会の提供、障がいへの理解を醸成する取組として、NPO法人の一まひろおと共に地域活動支援センター事業や就労体験事業を推進してまいります。

介護サービスについては、本町の介護認定率は介護予防の取組により管内で最も低い水準を保っており、今後も、介護認定の上昇を抑え

つつも、誰もが適切な介護サービスを安心して受けられるよう相談支援体制を充実し、地域包括支援センターを核とした多職種協働による在宅医療・介護連携の強化を図ってまいります。

また、社会福祉協議会の介護事業に財政支援を行い、町民が安心して介護サービスを受け続けられる環境の維持に努めてまいります。

持続可能な介護サービスの提供ができるよう、介護職員初任者研修の開催や医療従事者等修学資金貸付制度の利用促進により、人材の確保に取り組んでまいります。

介護保険等のサービスで対応できない高齢者の生活の困りごとに対しては、高齢者とボランティアをつなぐ有償ボランティア事業「おたすけサンタ」を社会福祉協議会と連携し取り組むなど、地域の支え合いの体制づくりを推進してまいります。

サポーターなどの協力による、「いきいき百歳体操」や「サロン」などの運営を支援し、自主的に介護予防に取り組む高齢者が増えることを目指すとともに、支え合いの担い手となるボランティアの養成に努めてまいります。

認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるよう、共生と予防を両輪とし、支援体制を充実させ、認知症カフェの運営などを地域住民が見守り支え合う「チームオレンジ」の活動を推進してまいります。

福祉施設については、生活支援ハウスのボイラー改修をはじめ、デイサービスセンターの地下燃料タンク改修を行うなど、施設を利用されている方が、心身の健康を保持し安心して社会生活を送ることがで

きるよう整備を図り、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

養護老人ホームについては、自宅生活が困難な高齢者を「措置」として入所させるセーフティネットとしての役割を果たすとともに、施設での生活を通じて可能な限り自立した日常生活を送り、心身の機能維持、向上を目指した支援を行ってまいります。

特別養護老人ホームについては、地域密着型施設として一人ひとりの生活リズムを大切にしたい暮らしができるようユニットケアを提供してまいります。これからも両老人ホームは、地域住民や医療機関と連携しながら、地域に必要とされる施設を目指してまいります。

(3) 健康づくり

健康寿命の延伸や健康格差の縮小に向けて、運動習慣や望ましい食習慣の定着、禁煙など、町民の主体的な健康づくり活動を支援してまいります。

また、疾病の早期発見のため、がん検診の受診率向上を図るとともに、高血圧、糖尿病、慢性腎臓病などの予防や重症化予防に取り組んでまいります。

こころの健康づくりに関しては、「いのちを支える自殺対策計画」の重点施策「子ども・若者の対策」として、中学生を対象にSOSの出し方や人権についての講座を開催いたします。

感染症対策については、町民への情報提供やワクチンの接種など、医療機関と連携しながら総合的に推進してまいります。また、令和7年度に改定した「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、新たな感染症のまん延に対する危機対策を進めてまいります。

健康管理センターにエアコンを設置することで、施設を利用される方々の健康保持に努めるとともに、暑さ対策の一つとしてクーリングシェルターを開設するほか、福祉避難所としての機能強化を図ってまいります。

(4) 医療体制

国民健康保険病院については、「かかりつけ医」としての機能を果たすことを基本として、常勤医の増員により外来医療や入院医療の充実を図るほか、訪問診療や訪問看護などの在宅医療体制を強化し、地域包括ケアシステムの推進に努めてまいります。

また、経営改善が課題となる中、持続可能な地域医療の構築で町民の生命と健康を守り続けるために、地域医療ニーズに応じた質の高い医療の提供と患者サービスの一層の向上を図り、患者に信頼され、患者に選ばれる病院を目指してまいります。

小児医療については、専門医の確保に取り組むとともに、町内及び近隣の医療機関との連携による診療体制を整備し、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいります。

(5) 国民健康保険・後期高齢者医療

国民健康保険については、新たに創設された子ども・子育て支援納付金の導入と合わせ「令和12年度統一保険料」に向け、被保険者負担に考慮した段階的な保険料設定と事務の共通化・効率化に取り組んでまいります。

後期高齢者医療については、引き続き北海道後期高齢者医療広域連

合と連携を図り、適正な制度運営の推進に努めてまいります。

各被保険者の利便性向上と医療費の適正化・負担軽減を図るためにマイナ保険証の普及を促進してまいります。

また、「第3期データヘルス計画」に基づく特定健診等の受診勧奨やきめ細かな保健指導による生活習慣病の早期発見、医療機関と連携した重症化予防対策に取り組んでまいります。

3 豊かな心を育み文化を高めるまち

未来を担う子どもたちが、自分や他者を価値のある存在として尊重し、相互に多様性を認め合い、豊かな人生を切り開く力を身に付けられるよう、これまでの取組を継続し着実に推進していくとともに、学校教育、社会教育の更なる充実に向け、総合教育会議などを通じて教育委員会との連携を図ってまいります。

小・中学校においては、引き続き給食費の無償化と修学旅行費半額助成を実施してまいります。また、学校施設につきましても適切な維持管理を行うとともに、より安全で快適な教育環境の整備に努めてまいります。

広尾高校存続対策として「広尾高校魅力向上プロジェクト」をまちづくり推進総合計画の重点プロジェクトとして位置付け、広尾高校の活動を町民や町内企業が支える「広尾高校パートナーズ制度（仮）」の

導入や、高校と地域をつなぐ広尾高校魅力向上コーディネーターの配置により、地域ぐるみで広尾高校を応援する仕組みを構築してまいります。

また、公設民営塾を通年開設し、地方と都市部との教育環境の格差を縮め、生徒の「自主学習力」を支援してまいります。

さらに、広尾高校が令和9年度より道外からの入学者の受け入れを開始することから、町と広尾高校によるPRを進めるとともに、地域の教育資源を活用した「ひろお地域学」を充実させてまいります。

今後も、広尾高校への地元進学率の向上を目指し、「サポートプラン14」の支援を継続するとともに、町民皆様のご協力をいただきながら、広尾で生まれ育った子どもたちが広尾高校で学び続けることができるよう、町民と一丸となって広尾高校の存続に全力で取り組んでまいります。

このほか、教育関係の具体的施策につきましては、教育長から申し上げます。

4 住みやすさが感じられるまち

(1) 防災・消防対策

防災については、地域防災計画や強靱化計画に基づき、被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」の考えを基本とし、住民の生命、身体及び財産を守るため、様々な防災・減災対策を推進してまいります。

千島海溝沿いのエリアは特に巨大地震発生の確率が高まっていることから、引き続き地震・津波対策に重点を置いた様々な取組を進めてまいります。昨年発生したカムチャツカ半島地震や青森県東方沖地震による津波警報の発令を受け、真夏・真冬の災害対応に係る課題を再認識したところでもあります。また、昨年9月には十勝地方で初めて線状降水帯が発生するなど、気候変動による影響を受け、大雨による災害が発生する可能性も高まっております。災害発生時に的確かつ円滑な対応を図るため、職員の初動体制について確認を行うとともに、住民に対しては、各種防災訓練や防災講話などを通じて適切な避難行動や備えを行うための意識啓発を図ってまいります。

津波発生時の円滑な避難体制の強化を図るため、音調津・柳通地区の津波避難施設の早期整備に向けての検討や音調津避難施設へ向かう避難路の拡幅を行うほか、災害用資機材や物資を一元的に保管する新たな防災倉庫の整備を進め、災害に強いまちづくりを推進します。

また、自力で避難することが難しい方を対象とした個別避難計画の作成を関係機関と連携し、引き続き進めてまいります。

町内学校と連携した一日防災学校や高校生を対象とした防災訓練など防災教育の充実を図るとともに、町民を対象とした地域防災マスター認定研修会への受講を勧奨し、地域防災リーダーとなる人材を育成するなど、地域防災力の向上を図ってまいります。

消防については、大規模化、激甚化、複雑・多様化する各種災害に対応するため、消防団員の教育訓練による災害対応能力の向上を図るとともに、消防団員の確保、消防団活動への支援に取り組んでまいり

ます。

また、消防団の装備や災害時の拠点となる消防施設を適切に管理し、地域防災力の充実強化を図るとともに住民の防災意識の醸成に努めてまいります。

(2) 交通安全・防犯対策等

交通安全対策については、交通安全施設の維持・整備や高齢者の運転免許証返納支援事業と通学路における交通安全指導を引き続き実施し、関係団体と連携した旗の波作戦をはじめとする啓発活動により、「デイ・ライト運動実施のまち」のPRと交通安全意識を高める取組を展開してまいります。

防犯対策については、被害を未然に防ぐために関係機関や団体と連携し、情報提供や啓発活動により町民一人ひとりの意識向上を図り、犯罪・犯罪被害のない明るく住みよいまちづくりを目指してまいります。

消費者保護対策については、消費者被害から町民を守るためにも、未然に防ぐための情報提供を適切に行い、町民一人ひとりの意識向上が図られるよう、関係機関や団体と連携した啓発活動に努めてまいります。

(3) 道路交通・公共交通対策

高規格道路帯広・広尾自動車道については、十勝港への物流ネットワークの強化、災害対策や救急医療、観光振興など、まちづくりに欠かすことのできない大変重要な道路であります。一日も早い全線開通

に向けて、引き続き関係機関と連携し要望活動に取り組んでまいります。

町道については、年間を通して保守点検を行い、安全な通行の確保や景観維持に努めるとともに、計画的な道路整備を実施してまいります。また、橋梁については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき事業を進めてまいります。

除雪については、町民の生活に支障をきたすことのないよう、迅速、丁寧かつ効率的な態勢整備に努め、通行の安全を確保してまいります。

公共交通については、人口減少や高齢化の進行、運行縮小による公共交通機関の利便性の低下などにより、広尾市街地においても買い物時などの移動に不便を感じる方が増え、日常生活における「移動」が大きな地域課題となっております。

既存の交通手段の最適化を図るとともに、コミュニティバスやデマンド交通などの新たな交通手段の導入についても、本町の実情と住民ニーズを踏まえ、早期の導入に向けた検討を加速させてまいります。

(4) 住宅環境対策

公営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、栄町・新北樺・こぶしが丘団地の改善事業及び野塚団地の除却事業を実施してまいります。

既存の公営住宅については、適切な維持管理を実施し、住宅環境の保全・充実に努めてまいります。

また、増加している空き公営住宅の利活用については、基準を明確にしたうえで新たな活用を検討してまいります。

空き家対策については、空き家の実態と個別の状況・事情の把握に努め、適切な管理の指導・助言を行い、危険家屋の取壊しに対する助成制度を継続してまいります。

空き家の利活用促進については、「空き家バンク」への空き家物件の登録や空き家情報の提供など、空き家の利用を希望する方への支援を行ってまいります。

(5) 環境衛生対策

環境衛生対策については、不法投棄防止啓発看板の設置やパトロールを実施し、まちの美化に努めるとともに、広報等によるマイバッグ運動の推進など、より一層のごみの総排出量縮減を図ってまいります。

また、令和10年度に予定されている燃えるごみの新中間処理施設移行に向けて、新たなごみ袋料金の在り方の検討やごみ分別の適正化を推進してまいります。

合同納骨施設については、昨年度実施した「お墓に関するアンケート」の結果を分析し、関係団体のご意見をいただきながら、引き続き必要性の有無を含め在り方を検討してまいります。

(6) 上下水道の整備

上水道事業については、老朽配水管の計画的な整備・改良を実施し、随時耐震管に切り替えるなど、「管網整備計画」及び「耐震化計画」に基づき、水道施設の適正な維持更新に努めるとともに、有効期間が満了となる量水器の更新を実施してまいります。

簡易水道事業及び簡易給水事業については、老朽化した水道設備の

計画的な更新・耐震化及び量水器の更新を引き続き実施してまいります。

経営状況については、地方公営企業の基本原則に立脚し、経済性を発揮しながら健全な財政運営を行ってまいります。

公共下水道事業については、終末処理場の耐震診断や「施設更新計画」に基づき、機械設備の計画的な更新・改修を進めてまいります。

個別排水処理施設整備事業については、下水道未整備地域における生活環境改善のため、合併処理浄化槽の普及に取り組んでまいります。

また、第6次行政改革大綱に基づく下水道使用料及び個別排水使用料の料金改定に取り組み、下水道事業の健全運営に努めてまいります。

(7) 脱炭素化の推進

地球温暖化の進行により、豪雨や猛暑といった気候変動に伴う影響が増大するとされており、対策は喫緊の課題となっております。本町も2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しております。

地球温暖化対策実行計画「区域施策編」、「事務事業編」に基づき、省エネルギー対策の推進、公共施設への再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入、吸収源となる森林の整備・保全や海洋資源を活用したブルーカーボンの調査・研究、家庭や職場における脱炭素化に向けた行動啓発など、まち全体で脱炭素化に向けた取組を進めてまいります。

昨今、再生可能エネルギー発電設備の建設について、北海道各地で

事業者の法令違反や地域住民の反対などによるトラブルが発生している状況にあります。豊かな自然や美しい景観の保護などの観点も踏まえ、設置を規制する条例の制定に向けて検討を進めてまいります。

近年、気候変動の影響により、年平均気温の上昇や極端な高温となる日が増加する傾向にあります。それに伴い、熱中症対策の必要性も高まっていることから、予防行動の呼びかけや公共施設へのエアコン設置、民間事業所と連携したクーリングシェルターや涼み処の指定など、対策を講じてまいります。

(8) 公園整備

新しい公園の整備については、令和9年度の供用開始に向けて屋外遊具等の各種施設整備と屋内遊戯施設の建設を行ってまいります。

新しい公園が「子どもが安心して遊べる場所」、そして、町民が気軽に集うことができ、まちの賑わい創出や活性化、次世代の成長支援にもつながる施設となるよう、整備を進めてまいります。

また、既存の公園については、遊具施設等の安全点検と環境整備を行い、適切な管理をしてまいります。

5 次世代に引き継ぐことができるまち

(1) 町民が活躍するまち

町民がまちの課題や問題を認識して意見やアイデアを提案し、主体的にまちづくり活動に取り組むことは、元気なまちをつくりあげてい

くうえで重要であります。町民主体のまちづくり活動に対し、交付金による財政的な支援を行うことにより、多彩な活動の促進及び機運醸成を図ってまいります。

町内会活動については、人口減少や少子高齢化、町内における世帯数の偏重などにより、役員のなり手不足や活動の縮小が見られ、コミュニティ機能の維持が危ぶまれる町内会が顕在化しております。こうした状況を踏まえ、各地域の実情に寄り添いつつ、様々な支援を行ってまいります。

広報活動については、公式ウェブサイトと広報紙を両輪とし、町民通信員制度も活用しながら地域の魅力や課題から身近な情報まで幅広く紹介することで、分かりやすく親しみやすい広報に努めてまいります。また、デジタル技術を活用し、幅広くまちの情報を発信していくため、SNSの活用を進めるほか、新たにLINE（ライン）を活用したシステムを整備します。

広聴活動については、まちの情報をオープンにし、町長とのふれあいミーティングや地域分担制、まちづくり意見公募、各種アンケート調査など様々な意見提出機会を提供することで、町民が意見や要望を出しやすい環境を整えてまいります。

（２）行財政運営

諸物価の上昇による町政運営に係る費用の増嵩など厳しい地方財政状況が続く中であって、令和８年度は昨年度に引き続き大型の投資事業が計画されていることから町債の発行額も多額となっております。計画的な町債の返済を進めておりますが、町債残高については依然として高い水準にあります。

「第6次まちづくり推進総合計画」後期計画の着実な推進を図るうえからも、新たに策定した「第6次行政改革大綱」に基づき行政改革の取組を推進し、財政運営の効率化を図り、健全な財政基盤の確立に努めてまいります。

行政事務のDXの推進については、昨年度自治体情報システムの標準化への移行を実施し今後、本格的な運用が始まってまいります。他の庁内業務についても引き続き調査・研究を行い、業務の改善に努めてまいります

人口減少が進む中、行政サービスを効率的・効果的に提供するために、近隣市町村と連携を図り、互いの魅力を活かしながら役割分担し、連携・協力してまいります。

「定住自立圏の形成に関する協定書」に基づき、圏域全体で生活を支えるための機能を維持・向上することで安心して暮らせる地域社会を実現し、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取組を進めてまいります。

(3) 移住・定住、交流、関係人口の拡大

地方の持続的な発展を目指す「地方創生」の取組について、「広尾町総合戦略」に基づき、都市部からの住民の受入など移住・定住や関係人口拡大に係る施策を進めてきたところであります。

地方に魅力を感じた若い世代が定住し、企業や都市部の住民から支援を得ることができる魅力的で活気のあるまちを目指し、地域おこし協力隊制度を活用して、移住・定住の促進や空き家対策、都市部との交流などを進めてまいります。

令和4年度から開始した奨学金返還支援助成を継続し、町内で人材が不足する職種の働き手を確保するとともに、子育て支援制度の充実により若い世代の定住と就業の促進を図ってまいります。

また、二地域居住やワーケーションといった多様化する移住ニーズに対応できるよう、相談窓口や移住体験などの受入体制の充実を図ってまいります。

結婚対策では、結婚に伴う新生活に係る費用への助成を行うとともに、様々な職種の町民が交流するイベントを開催し、結婚生活への支援や出会いの場の創出に取り組んでまいります。

地域間交流については、関係人口の拡大に大きく寄与することから、西海市、芽室町、東京都荒川区との交流の絆を深めるとともに、従来行っている交流を継続し、関係人口の更なる拡大と、まちの賑わいの創出に努めてまいります。

む す び

以上、令和8年度の町政執行に臨む私の所信を述べさせていただきました。

地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しく、本町におきましても、諸物価等の高騰の影響を受け歳出は増大している一方で、歳入は慢性的に不足している状況下にあります。

新たに策定した第6次行政改革大綱に基づき、今年度からの3年間で集中的な事務事業の見直しに取り組み、計画的な財政運営による財政基盤の健全化を推進し、「すべての世代が希望をもって住み続けたい」と思えるまちづくりを町民の皆さまと共に進めてまいります。

議員各位並びに町民の皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。